

令和4年4月1日から地方独立行政法人へ移行 香取おみがわ医療センター

4月1日から香取おみがわ医療センターは、地方独立行政法人へ移行します。

地方独立行政法人は、確実に実施されることが必要な事業で、民間の主体にゆだねては確実な実施ができないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人です。

香取地域は、人口減少、少子高齢化が急速に進んでいることで医療の内容にも変化が生じており、その変化に柔軟に対応していかなければなりません。そのような状況下においても、地域に根ざした医療を提供するという役割を将来にわたり確実に果たしていく必要があります。

法人化により、理事長と理事会において医療環境に応じた迅速・柔軟な意思決定がなされ、より効率的で効果的な病院経営ができるようになります。



地方独立行政法人化に係るQ&A

地方独立行政法人化や受診等について、Q&Aでまとめました。

Q. 地方独立行政法人化すると「市立病院」でなくなるの？

A. 市が全額出資して設立する法人であり、これまでどおり公立病院であることに変わりありません。今後も公的な医療サービスの提供を継続していきます。

Q. 市はどのようにして法人の運営に関与するの？

A. 市は、提供するサービス、業務の質の向上、経営の改善等について法人が4年の期間で達成すべき中期目標を、議会の議決を経て策定し、法人に対して指示します。

法人は、その目標を達成するための中期計画を策定し、議会の議決を経て、市の認可を受けます。また、法人の運営責任者である理事長は市長が任命します。

Q. 病院運営の透明性は確保されるのか？

A. 法人には、業務実績、財務諸表、中期計画などの情報を公表することが義務付けられており、透明性の高い病院運営を確保できる制度となっています。

裏面へ続く

地方独立行政法人化に係るQ&A

Q. 香取おみがわ医療センターで医療を受けるにあたり変わることは？

A. 今までどおりの方法で利用することができます。また、診察券についても現在の診察券を引き続き利用でき、法人化前に予約した診療予約や入院予約も変わりません。

Q. 患者の医療費負担は変わるの？

A. 医療費のほとんどは国の定める診療報酬によって決められており、法人化による費用負担の変更はありません。また、個室などを利用した際の室料差額や、医師が診断書などを書いた際に必要となる文書料についても、法人への移行を理由とした見直しはありません。

Q. 市民に必要な医療は確実に実施されるの？

A. 法人化しても公立病院としての役割は変わりません。救急医療等の必要な医療も引き続き実施します。

Q. 災害時等の対応に変化が生じるの？

A. これまでどおり、香取市地域防災計画に基づき、災害発生時には基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院との連携のもと、地域住民のために安心できる医療の提供に努めます。また、感染症の流行等、公衆衛生上重大な健康被害に対しては、市や関係機関と連携し、対応していきます。

Q. 業績が悪化した場合は倒産し、病院がなくなるの？

A. 法人の経営状態は、市も業務実績報告を通じて確認します。法人の廃止は、市、市議会の議決等が必要であり、法人の独断で廃止することはありません。

Q. 現在の病院職員はどうなるの？

A. 基本的に法人の職員として引き継がれます。非公務員となりますが、労働基準法等で雇用条件は守られます。



Q. 香取おみがわ医療センター附属看護専門学校も法人化されるの？

A. 法人が設置・管理する施設となります。

お問い合わせ

香取おみがわ医療センター 電話 0478 (82) 3161